豊橋市立下条小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、 人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやしたてたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。 そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全に安心して生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、児童の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

(1)いじめについての基本的な認識

いじめとは「当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

※本人が心身の苦痛を感じていれば、たとえ軽微なもの・短期間なものであっても「いじめがあった」という 認識のもとに、迅速かつ誠実に対応する。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2)学校のいじめに対する基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとえいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

また、いじめをなくす取り組みとして、思いやり、助け合える子の育成を目ざす。 そのために、以下のようなことを実践する。

- ・児童が安心して生活できる環境づくりを図る。〔心の居場所づくり〕 (教科,道徳,総合的な学習,行事,児童会活動などで,全員が活躍できる場や役割を与えられるよう 企画する)
- ・通学団の団長や班のリーダーとしての意識を高め、自主的な活動を促す。
- ・各種集会やえみなごグループ(縦割り)活動の中で、互いに思いやる心を培う。
- ・農業体験活動を通して、望ましい勤労観や助け合いの気持ちを養う。

(3) 育てたい児童の力や教師の役割

育てたい児童の力

- ・思いやりの心や助け合える優しさ
- ・いたわりの気持ち、正しい判断力

そのための教師の役割

- ・学級経営を基本とし、友達どうし助けあう学級づくりを目ざす。
- ・いじめを許さない、いじめの傍観者をつくらない学級経営に努める。
- ・アンケートや面談などを通して児童の生活実態を把握し、いじめや不登校の早期発見を心がける。 また、いじめが再発しないように早期かつ適切な対処を図る。
- ・いじめを助長させるような言動をしない。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴え を、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

そのために、職員会議終了後に情報交換会兼生活サポート委員会を開き、児童の生活問題等について共通理解を図り、情報を共有して指導にあたる。また、些細なことでも気軽に話せる雰囲気をつくる。

生活サポート委員会は全職員で構成する。重大な事案については、いじめ対策委員会を開き、第三者も加えて対策を講じる。

- (1)「生活サポート」の役割
 - ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを受け、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
 - イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「下条小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・学校生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努め る。
 - ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ホームページを通して、いじめ状況についての学校評価結果を発信する。
 - エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)
 - ・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握(いつ、 どこで、誰が、何を、どのように等)に努め、いじめであるか否かの判断、問題の解消にむけた指導・支 援体制を組織的に行う。
 - 事案への対応については、学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、 関係機関と連携して対応する。
 - ・確認できた事実や今後の指導方針については、該当児童の保護者に迅速に伝える。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の該当児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
 - オ 組織として機能しているかの検証
 - ・毎月職員会議終了後に情報交換会兼生活サポート委員会を実施し、職員間での情報共有及び児童理解に努める。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」「子どもの自殺予防マニュアル」、および本校策定の「いじめ早期発見・対応マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童どうしの関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感・自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して,道徳教育・人権教育の充実を図るとともに, えみなごグループ活動や農業体験活動を推進し,命の大切さ,相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの 加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 毎月職員会議終了後に情報交換会兼生活サポート委員会を実施し,職員間での情報共有及び児童理解に努める。また、問題行動が確認された際には、速やかに生徒指導主任・四役を中心に情報共有を行い、対応策を協議し、解決に向けて取り組んでいく。
- イ 学校生活アンケートや教育相談を毎月実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。また、hyper-QU を実施した学年については、要支援群の児童を中心に、学級での居場所づくりを心がける。
- エ 外部の相談窓口の紹介, 周知を図る。

(3) いじめに対する早期対応

いじめを受けた児童への支援 ・もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。 ・児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法等)を立てる。 ・心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努める。 いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行い、自らの生き方をじっくり考えさせる。

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。また保護者へ事実関係をきちんと 伝え、協力をお願いする。また、被害者児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 教職員の共通理解、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- エ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。 オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署、専門機関等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の判断

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること。(インターネットを含む) 止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- (5) PDCAサイクルによるいじめ防止

学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル (PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。

<いじめ防止年間指導計画> P \rightarrow D \rightarrow C \rightarrow A

	~ (・) (0) 0) 11 11 11 11 11 11			
	教職員の取り組み	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
	・「学校いじめ防止基本方	・SCの児童、保護者への周知	・身体測定	• 授業参観
	針」の内容の確認	・学級開き	・通学団会	・学級懇談会
4	・保幼小情報交換会	・1年生を迎える会		・「学校いじめ防止基本方針」をP
月	·校内研修①	・1年生と遊ぶ会		TA総会資料,HPへの掲載
		・農園デー (えみなごグループ活動)		・家庭訪問(所在地確認)
	学級経営案作成	・校区ウオーキング	・各種健康診断	
5	• 小中情報交換会	・運動会応援練習	• hyper—QU	・学校評議員会
月		(えみなごグループ活動)	71	プール清掃
		下条・いのちを考えよう		授業参観
6		週間(講話・道徳授業)		学校評価アンケート
月		・学校保健委員会		1 1241 Im/ 6 / 1
7		・農園デー (えみなごグループ活動)		 ・個別懇談会
月月	回訪問	一一一一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一	・夏休み中の家庭への連絡	・夏休み中の家庭への連絡
л 8	・生徒指導に関する巡回訪		・夏休み中の家庭への連絡	・夏休み中の家庭への連絡
月	門		* 友/小か中の永庭、心/座船	• 发小分十07条度~07座船
			自从沿山中	百什小, 1/4 日 园
9	•校内研修②		・身体測定	・夏休み作品展
月		取别松大汀毛 (4 F左)		
10		・野外教育活動(4・5年)		
月		· 修学旅行 (6年)		→ A → 3 V → A
11		・下条っ子発表会		・下条っ子発表会
月				
12		・人権週間(講話・授業)		・個別懇談会
月				・学校評価アンケート
1			・身体測定	
月				
2		・学校保健委員会	・通学団会	・学校評議員会
月				•授業参観
	• 小中情報交換会	・感謝する会		• 卒業式
3	・「学校いじめ防止本方針」	・6年生を送る会		
月	の内容の見直し	・通学団班長指導		
		・奉仕活動		
	・生活サポート委員会, い	・えみなごグループの活動	・健康観察の実施	あいさつ運動
	じめ早期発見・早期対応	・集会における校長講話	・SCによる相談	・相談窓口の紹介
	チェック(原則月1回,	・道徳教育,体験活動の充	・担任による個別相談	
	職員会議終了後)	実	・学校生活アンケート	
通	・学校いじめ防止基本方針	・わかる授業の充実	・休み時間の様子	
年	が機能しているかの検証	・通学団下校指導		
	・校内のいじめに関する情			
	報の収集			
	・教育相談から気になる児			
	童の洗い出しと対応			
		i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e		

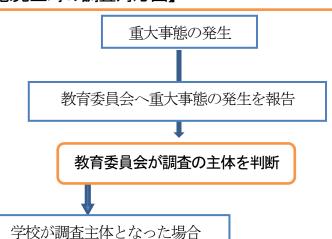
4 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「下条小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 自殺予防に対しては、「下条・いのちを考えよう」週間だけでなく、折にふれ、または、必要に応じて随時 行う。

5 その他

- (1)「下条小学校いじめ防止基本方針」は、年度当初にPTA総会やホームページを通して保護者への周知を図る。また、保護者には、随時、いじめ対策の窓口や相談機関などを紹介する文書を配付する。
- (2) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。
- (3) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。その際、文科省や県教委作成による生徒指導リーフの積極的活用を図る。
- (4) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回 実施(6月,12月)し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。達成目標は、肯定率 80%とする。
- (5) 国の基本方針が改定された場合、本校のいじめ防止基本方針も改定する。

【重大事態発生時の調査対応図】



学校に重大事態の調査組織を設置

※「下条小学校いじめ調査委員会」を設置する。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図る ことにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。 ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

|※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の 在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も 調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。
- ※当該加害・被害児童・保護者へのケア・見守りの継続
- ※再発防止に向けた取り組みを行う。